

*来年も本速報をどうぞよろしくお願いたします。

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成20(2008)年11月25日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍の解説(★のある書籍)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成20年11月7日 裁判所HP

平成19年(受)第1878号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

電車内でXから痴漢の被害を受けた旨のYの申告に基づいて東京都公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反容疑で現行犯逮捕され、勾留されたXが、上記申告は虚偽であると主張して、Yに対し、不法行為に基づき、慰謝料等の支払を求める事案において、原審は、目撃者が見付からない場合に、これに準ずる立場にあるAがいるにも拘わらず、その証人尋問を実施せず、Yの供述の信用性を肯定してXが痴漢行為をしたと認めたところ、その原審の判断に違法があるとされた事例。

(理由)

Aの電話は、痴漢行為があったとYが主張する時点の前後を通じてYの携帯電話とつながっており、その間AはYとXの車両内での発言を電話を通して聞いていたというのであるから、車両内でのYとXとのやり取りについて目撃者が見付からない本件においては、Aは目撃証人に準ずる立場にある唯一の人物ということができ、その証言は重要であるところ、本件において、Aが電話を通して聞いたYとXの発言内容についての認定資料は、小池検事の第1審における証言及び同検事作成の陳述書しか存しない。Aは、Yが当時通っていたカラオケ教室の講師であるというのにとどまり、Xはもとより、Yとも特段の利害関係があることはうかがわれないから、客観的中立的な証言が期待できないとはいえない。

(2) 東京高判平成20年1月31日 判時2013号68頁

平成18年(ホ)第5133号 損害賠償請求控訴・同附帯控訴事件(上告あり)

民法724条後段の規定の趣旨は、一定の時の経過によって法律関係を確定させるため、被害者側の事情等は特に顧慮することなく、請求権の存続期間を画一的に定めるという除斥期間を定めたものと解される。上記規定を字義どおりに解すれば、不法行為の被害者が殺害され、遺体を隠匿されるなどしたため、相続人に死亡の事実が20年以上知られないままとなったときは、上記20年を経過する前に不法行為による損害賠償請求権を行使することができないまま、上記損害賠償請求権が消滅することとなる。

しかし、これによれば、特定人の死亡(及びそれに伴う相続開始)の事実が相続人に知られないことになったのが当該不法行為に起因する場合であっても、被害者の相続人は、およそ権利行使が不可能であるのに、単に20年を経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、殺害を行った加害者は、20年の経過によって被害者に対する損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反するものといわざるを得ない。そうすると、少なくとも、上記のような場合にあっては、当該相続人を保護する必要があることは、時効(民法160条)の場合と同様であり、その限度で、民法724条後段の効果を制限することは条理にもかなうというべきである。

したがって、不法行為により被害者が死亡し、不法行為の時から20年を経過する前に相続人が確定しなかった場合において、その後相続人が確定し、当該相続人がその時から6箇月内に相続財産に係る被害者本人の取得すべき損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法160条の法意に照らし、上記相続財産に係る損害賠償請求権について同法724条後段の効果は生じない。

(3) 東京地判平成18年12月8日 判タ1248号245頁

平成17年(ワ)第22268号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

原告Xらは、マンション分譲業者Yからマンションの一室を購入した。Yの本件マンションの販売用パンフレットなどには花火の写真を掲げており、当時、本件マンションからは実際に隅田川花火大会の花火を観覧できたため、Xらはそのような希望をYの担当者に伝え、花火が観覧できる北東向きの部屋をセカンドルームとして購入し、花火大会の際には原告の経営する会社の取引先を招待して接待できるよう49万円余りをかけて部屋の改造を行った。しかし、Yは、Xらの購入後1年も経ないで、前面の通りを挟んだ東側に本件マンションと同様の高さのマンションを建築してしまい、Xらの部屋からは、購入の翌々年から隅田川花火大会の花火が見られなくなってしまった。

そこで、原告がYに対し、不法行為に基づく損害賠償請求をしたところ、本判決は、Xらが花火の観望という価値を重視して購入したことをYにおいても知っていること、及び、隅田川花火大会の人気や一般的鑑賞方法等からみてこれを室内から鑑賞できることは、取引の接待という観点からみると少なからぬ価値を有していたと認められることを考慮すると、YがXらに対し、信義則上、Xらが購入した部屋からの花火の観望を妨げないよう配慮すべき義務を負っていたと判断し、Yが自ら花火の観望を妨げるマンションを建築したことは信義則違反であるとしてYに対し、Xらへの損害賠償を命じた(慰謝料合計60万円、弁護士費用合計6万円)。

【知的財産】

(4) 知財高判平成20年10月29日 裁判所HP

平成20年(ホ)第10039号 職務発明の対価請求控訴事件(原審・東京地裁 平成19年(ワ)第12522号)

医薬品に関する特許の共同発明者の一人で元従業員であった控訴人が、使用者であった被控訴人に対し特許法35条に基づき、実施に対応する相当の支払を求めた事案で、原審は、控訴人の実績補償に係る相当対価請求権は時効により消滅したとして、当該相当対価の額

について判断することなく、控訴人の本訴請求を棄却したことを不服とした控訴審。

被控訴人の発明等取扱規則9条が定めるように「会社が…発明等を実施し、その効果が顕著である」ときに支払時期が到来するものであるが、会社が発明を実施し、その効果を判定するためには一定の期間経過を必要とし、本件特許報奨取扱規則6条には職務発明者に「営業利益基準」に基づき一定の報奨金が支払われることが、また1条に、上記「営業利益基準」が報奨申請時の前会計年度から起算して連続する過去5会計年度における対象事業の営業利益を基準とするものであることが規定されている。したがって本件発明等取扱規則9条における実績補償に係る相当対価の支払請求債権は、各職務発明の実施から5年を経過した時点が消滅時効の起算点となるので、控訴人の本訴請求債権は時効消滅しておらず、本訴請求の当否を判断するには相当対価額について実体審理をする必要がある、として、原判決を取り消した上、本件発明に係る相当対価の額等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻した。

(5) 東京地判平成20年11月6日 裁判所HP
平成20年(ワ)第13918号 不正競争行為差止請求事件

原告が長年にわたって使用してきた「We make people happy.」との文言が周知の営業表示であり、被告が広告宣伝やホームページで使用している「Make People Happy.」などとの文言が上記原告の表示と極めて類似しており、営業の誤認混同を生じさせるおそれがある、と主張して、不正競争防止法2条1項1号、3条1項に基づき、被告の上記文言の使用の差止めを求めた事案で、原告文言が法2条1項1号の「商品等表示」に該当するか否かが争点となった。

英文であるとはいえ、このような平易かつありふれた短文の標語そのものは、本来的には、自他識別力を有するものではないことは明らかであるから、長期間にわたる使用や広告、宣伝等によって当該文言が特定人の営業を表示するものとして、需要者の間に広く認識され、自他識別機能ないし出所表示機能を獲得するに至っていることが必要であるが、商品写真や説明文が大部分を占める中で、小さく表示されているにすぎないので一般消費者に強い印象を与えるものとはいえないから、これらの原告文言の使用態様や原告文言の持つ本来的な意味合いに照らすと、原告表示の使用事実をもって、原告文言が原告の業務に係る営業表示であると一般消費者の間に広く認識されていると認めることはできない、として、原告の請求を棄却した。

【民事手続】

(6) 東京高決平成20年7月1日 判時2012号70頁

平成20年(ワ)第181号 面談禁止等仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件取消(確定)
相手方は、損害保険会社である原告人との間で自動車保険契約を締結したが、相手方の長女が引き起こした事故に係る保険金請求に関する交渉に関し、原告人の担当者の対応を不満とし、原告人に対し多数回及び長時間に亘り架電し原告人が交渉窓口を弁護士とした後も同様の状態が続いた。原告人は相手方に対し、営業権を被保全権利とする仮地位仮処分として業務妨害の禁止を求めた。一番は営業利益の侵害が不法行為を構成することがあるとしても損害賠償請求以外の差止請求の根拠となるものではないとして申立を却下したため原告人が即時抗告した事案である。

本決定は、業務を遂行する権利(業務遂行権)は法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利といえることができるから、法人に対する行為につき、[1]当該行為が権利行使としての相当性を超え、[2]法人の資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、これら従業員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、[3]「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では回復の困難な重大な損害が発生すると認められる場合には、「業務遂行権」に対する違法な妨害行為と評することができ、当該法人は当該妨害の行為者に対し、「業務遂行権」に基づき当該妨害行為の差止を請求することができるものと解するのが相当であるとして原決定を取り消し、業務遂行権に基づき業務の妨害行為(債権者側窓口である弁護士を介しての交渉によらずに、自ら又は第三者を通じて、債権者の営業所に架電するなどの方法により、債権者の従業員に対し電話の応対又は面談を強要すること)の差止を認めた。

(7) 大阪地判平成18年7月7日 判タ1248号314頁

平成14年(ワ)第13584号 預託金返還請求事件(本訴)、平成15年(ワ)第2678号報酬金等請求事件(反訴)(一部認容(本訴)、認容(反訴)・控訴)

X有限会社(以下「X」という)が、Xの取締役であったYに対し、金銭寄託契約に基づく寄託金の返還等の請求訴訟を提起したところ、YがXに対し取締役の報酬等の支払いを求めて反訴を提起した事案において、XがYの反訴請求に対する抗弁として、本訴請求債権を自動債権とし、反訴請求債権を受働債権として相殺の抗弁を主張したため、これが重複起訴を禁じた民訴法142条の趣旨に反するか否かが問題となった。本判決は、本訴請求債権を自動債権とし、反訴請求債権を受働債権として相殺の抗弁を主張する場合において、重複起訴の問題が生じないようにするためには、本訴について、本訴請求債権につき反訴において相殺の自動債権として既判力ある判断が示された場合には、その部分については本訴請求としない趣旨の条件付き訴えの取り下げがされることになるとみるほかないが、本訴の取下げにそのような条件を付することは性質上許されないと解すべきであるから、本訴及び反訴が係属中に、本訴請求債権を自動債権とし、反訴請求債権を受働債権として相殺の抗弁を主張することは許されないとし、Xの当該抗弁の主張を採用しなかった。

(8) 福岡地小倉支判平成20年3月28日 判時2012号95頁

平成19年(ワ)第513号 債務不存在確認等請求事件 一部却下、一部認容(確定)

Xは昭和58年に有限会社AがYから借り入れた債務を担保するためにXY間で抵当権設定契約等を締結し、X所有の本件土地に根抵当権設定登記等がなされた。A社が平成13年に破産宣告を受けYは貸金につき債権届出をしたがAの破産管財人は、異議を述べ、その後Aの破産手続きは廃止となった。上記の事実関係の下、Xは、Yに対し[1]Yが有すると主張するAに対する債務不存在確認、[2]本件根抵当権設定登記等の抹消登記請求をした。

本判決は、[1]について、Yが債権の主張をしないことを理由にXには確認の利益がないとして訴えを却下したが、[2]について、破産手続参加が時効中断効をもつのはそれが権利の主張としての意味を持つのみならず、届け出た債権が債権表に記載されると確定判決と同一の効力を持つに至るからであり、異議の結果として破産債権の存在が確定されなかった

場合には民法152条の「届出が却下されたとき」に該当し時効中断効が失われると解すべきであるとし時効中断効の消滅を主張したXの請求を認容した。

【刑事法】

(9) 最二決平成19年6月19日 判タ1248号127頁

平成19年(あ)第88号 覚せい剤取締法違反被告事件(上告棄却)

事実上争いのない覚せい剤の自己使用の事案において、1審の裁判官が、判決宣告期日に検察官の出席がないまま判決を宣告し、被告人及び裁判官が退廷したが、その後、書記官が法廷の書記官席から裁判官室に戻った裁判官に電話をし、検察官が出席していなかったことを告げ、勾留場所に戻った被告人を呼び寄せ、当初の判決宣告から約30分後、今度は検察官も出席する法廷で、裁判官が先に宣告したのと同内容の判決を宣告した。被告人が控訴したところ、控訴審は第1審の判決宣告手続には軽視できない違法があるが、それは判決に影響を及ぼすような重大なものとはいえないとし、控訴を棄却したため、被告人がこれに対し上告した。

本決定は、第1審の裁判官が判決宣告期日として指定告知した日時に判決を宣告した後、被告人が法廷外に出た時点で判決宣告のための期日は終了したというべきであるから、被告人を呼び戻して再度行った判決の宣告は、事実上の措置にすぎず法的な効果を有しないとし、一方、法的意味を有することになる指定告知した日時の本件第1審の判決宣告手続には検察官の出席がなかった点において刑法282条2項違反があり、この違反は判決に影響を及ぼすことが明らかというべきであるから、これを判決に影響を及ぼすような重大なものではないとした原判決の判断は、法令の解釈を誤ったものといわざるを得ないとした。しかし、第1審判決における当該法令違反は、これによって被告人に実質的な利益侵害を生じさせるものでなく、かつ、事実上検察官も直ちに判決を了知しているものと認められるから、原判決は上記法令解釈を誤った違反はあるものの、いまだこれを破棄しなければ著しく正義に反するものとは認められないとして、被告人の上告は棄却された。

(10) 最三決平成20年11月4日 裁判所HP

平成20年(あ)第865号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(棄却)

児童ポルノ販売代金の犯罪収益性について、児童ポルノであるDVDの代金を借名口座に振込入金させたのは、被告人が犯罪収益の生じる前提となる犯罪(以下「前提犯罪」という。)の実行に着手する前であって、その時点では、上記代金は組織的犯罪処罰法2条2項の「犯罪収益」に当たらないから、「犯罪収益」の取得につき事実を仮装したとはいえない、また、原审は、罪となるべき事実として前提犯罪の内容を摘示していないとの主張について、「犯罪収益」を定義する組織的犯罪処罰法2条2項にいう「犯罪行為により得た財産」(同項1号)とは、その文理、同法の立法目的(1条)等にも照らせば、当該犯罪行為によって取得した財産であればよく、その取得時期が当該犯罪行為の成立時の前であると後であることを問わないと解すべきであるから、前提犯罪の実行に着手する前に取得した前払い代金等であっても後に前提犯罪が成立する限り、「犯罪行為により得た財産」として「犯罪収益」に該当し、その取得につき事実を仮装すれば、犯罪収益取得事実仮装罪が成立するというべきである。

また、同罪の罪となるべき事実の摘示に当たっては、上記財産が同法所定の「犯罪収益」であることを示せば足りると解すべきであるところ、原判決が是認する第1審判決は、被告人が管理する借名口座に入金された合計22万8000円が、児童ポルノ提供行為により得られた財産であることを示した上で、その財産の取得につき事実を仮装したことを示して犯罪収益取得事実仮装罪が成立するとしているものであるから、同罪に係る罪となるべき事実の摘示として欠けるところがないことは明らかである。」とした。

また、振込入金された代金のうち、1件につき500円を同人らへのDVDの送料に充てているから、その分は追徴の対象とならないとの主張について、「注文に応じて有償で児童ポルノを送付して提供する場において、提供者が注文者から当該児童ポルノの代金を送料込みで取得したときであると、その代金とは別に送料を取得したときであるとを問わず、児童ポルノ提供行為によって取得したと認められる金員の全額が「犯罪行為により得た財産」として「犯罪収益」に該当するのであるから、提供者が現実に児童ポルノを提供するに際して取得した金員の一部を送料として支出したとしても、その分を控除して追徴の金額を算定すべきではないと解するのが相当である。」とした。

(11) 最三決平成20年11月10日 裁判所HP

平成19年(あ)第1961号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被告事件(棄却)

被告人は、正当な理由がないのに、平成18年7月21日午後7時ころ、旭川市内のショッピングセンター1階の出入口付近から女性靴売場にかけて、女性客(当時27歳)に対し、その後を少なくとも約5分間、40m余りにわたって付けねらい、背後の約1ないし3mの距離から、右手に所持したデジタルカメラ機能付きの携帯電話を自己の腰部付近まで下げて、細身のズボンを着用した同女の臀部を同カメラでねらい、約11回これを撮影した。

以上の事実関係によれば、被告人の本件撮影行為は、被害者がこれに気付いておらず、また、被害者の着用したズボンの上からされたものであったとしても、社会通念上、性的道義観念に反する下品でみだらな動作であることは明らかであり、これを知ったときに被害者を著しくしゅう恥させ、被害者に不安を覚えさせるものといえるから、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和40年北海道条例第34号)10条1項、2条の2第1項4号に当たるといえるべきである。

(12) 水戸地判平成20年1月17日 判タ1265号339頁

平成16年(わ)第143号 業務上過失致死被告事件(無罪・確定)

本件は、被告人が、普通貨物自動車を運転し、道路上を進行していた際、被害児童(当時6歳)と衝突し、同児を死亡させたという業務上過失致死被告事件であり、本判決は、被告人車両からの見通し状況や駐車車両前方から衝突地点まで飛び出した場合の所要時間について行われた検証の結果等を検討し、被告人が前方注視を尽くしていたとしても飛び出した児童を発見して急制動の措置をとり、本件事故を回避できなかった可能性もあるなどとして前方注視義務違反を否定し、また、本件道路状況において被告人の進行速度は適切であったとして、減速義務も否定し、本件公訴事実は犯罪の証明がないとして被告人を無罪とした。

【公法】

(13) 最二判平成20年10月24日 裁判所HP

平成19年(行ヒ)第285号 都税還付加算金還付請求事件(一部破棄・差戻)

都民税の法人税割についてされた減額更正により過納金が生じた場合において、その還付に際して加算すべき還付加算金の算定の起算日が、地方税法(平成14年法律第80号による改正前のもの)17条の4第1項1号の場合と同様に、納付の日の翌日であると解された事例。(理由等)

上告審での争点は、都民税減額更正処分に伴い還付される還付加算金の計算方法について、行政処分で当該更正処分があった日の翌日から起算して1か月を経過する日の翌日を還付加算金の起算日として金額を計算されたことの適法性である。

地方税法の規定によれば、[1]更正、決定若しくは賦課決定、[2]法53条10項若しくは法321条の8第10項の規定による申告書等の提出、[3]過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金の決定により納付し又は納入すべき額が確定した都の徴収金に係る過納金については、当該過納金に係る徴収金の納付又は納入があった日の翌日とするものとされ(法17条の4第1項1号)、それ以外の過納金については、更正があった日の翌日から起算して1か月を経過する日の翌日を還付加算金の起算日とするものとされている。

原判決は、本件を上記?ないし?の何れにも該当しないとしたが、上告審は、[1]ないし[3]の場合に納税者に有利な扱いをする趣旨を、義務修正申告においては納税者に帰責性がないからであるとした上、本件では更正前の税額について上告人が自らの計算により法人税額及び法人税割額を算出したものではなかったこと、従って減額更正処分についての帰責性がないことを指摘し、「法17条の4第1項1号の趣旨に照らし、同号の場合と同様に」扱うべきと判断した。

(14) 東京高判平成19年2月14日 判タ1265号204頁

平成18年(行コ)第188号 違法公金支出金返還(住民訴訟)請求控訴事件(一部変更、一部控訴棄却、上告受理申立)

本件は、東京都知事らの海外出張に係る各支出は人事委員会との協議を経ずに旅費の増額が行われており条例に違反して違法であるなどとして、東京都の住民である原告が、被告東京都に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき都知事らに不当利得の返還請求をすることを求めた事案である。同法242条2項本文は監査請求の期間を当該行為があった日等から1年間と定めており、同項但書にて、正当な理由があるときはこの限りではないとされているところ、本判決は、正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に同請求をしたかどうかによって判断すべきであるとし、上記海外出張旅費の支出について、同出張に係る文書はいずれも同出張の旅費が支給された日と近接した日頃には閲覧等を行うことができる状態におかれて開示請求をすることができ、同文書の内容により客観的にみて監査請求をするに足りる程度に同出張に係る財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたとすべきであり、その頃から約2年6か月後にされた監査請求は相当な期間内にされたものではないから、適法な監査請求をいうことはできず、本件訴えをいずれも却下すべきとした。

(15) 高松高判平成20年5月29日 判時2014号71頁

平成18年(ネ)第353号 損害賠償請求控訴事件(一部取消、請求棄却(上告))

村の発注する公共工事の指名競争入札に長年指名を受けて継続的に参加していた建設業者が、特定年度以降全く指名せず入札にも参加させなかった村の措置につき、違法に指名を回避されたとして国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求をした事案において、最高裁第一小法廷平成18年10月26日判決(判例時報1953号122頁、法務速報67号36番)による破棄差戻後の控訴審で、平成12、14、16年の3か年分の指名回避措置には国賠法1条1項の違法があるとは言えず、平成13、15年の2か年度分の指名回避は違法であるとしても、上告審判決でも反対意見があるほどであり、村長において当該措置を採ることを決定した時点で不合理で裁量権を逸脱・濫用した違法なものと予見することは困難であり、故意過失がなかったと認めるのが相当、と判示され、損害賠償請求が棄却された事例。

(16) 大阪地判平成20年2月14日 判タ1265号67頁

平成18年(行ウ)第160号 営業所拡張変更承認処分取消等請求事件(請求棄却、控訴)

本件は、大阪府公安委員会がぱちんこ店を営業する訴外株式会社に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)9条1項に基づいて営業所拡張の承認等をしたことから、近隣住民である原告らが、上記承認等は風営法4条2項2号に違反するとしてその取り消し等を求めた事案である。主たる争点は、原告らに原告適格(行訴法9条2項)が認められるか否かであったが、本判決は、上記営業所拡張の処分要件に関する規定等に触れた上で、これらの規定に照らせば、上記承認にかかる風営法の規定は、風俗営業者の営業に伴う騒音、振動等によって営業所周辺地域に居住する住民の健康や生活環境に被害が生ずるのを防止することもその趣旨及び目的としているなどとし、営業所に近接する範囲に居住する地域住民のうち当該営業が実施されることによりこれらの被害を直接的に受けるおそれのある者には、上記承認処分の取消しを求める法律上の利益があるとして、原告適格を認めた。

(17) 佐賀地判平成20年6月27日 判時2014号3頁

平成14年(ワ)第476号・515号・同15年(ワ)第122号・199号・454号・499号・同16年

(ワ)第156号・375号・同17年(ワ)第253号・293号・338号・447号・458号 工事差止等

請求、諫早湾西工区全面堤防工事差止等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))(諫早湾干拓地潮受堤防撤去等請求事件第一審判決)

有明海沿岸の漁業者らが、諫早湾干拓事業に係る堤防の閉め切りにより有明海全体の環境悪化、漁業被害が生じているとし、国に対して漁業権等に基づき堤防の撤去、排水門の常時開放と損害賠償を請求した事案において、

[1]漁業組合の組合員は、漁業協同組合の有する共同漁業権等の範囲内において漁業権行使が認められているから、その権利を侵害する第三者に対して妨害予防請求・妨害排除請求権を有するが、人格権、環境権、自然享有権についての主張は認められない、

[2]有明海における環境変化と諫早湾干拓事業との因果関係を一定程度推認し、漁民らに対

してこれ以上の立証を求めることは不可能を強いるものであり、国が中・長期開門調査を実施しないことは立証妨害であって、国において信義則上、中・長期の開門調査を実施して因果関係のないことを反証する義務を負担していると、因果関係が否定される可能性もあるから、5年間に限り排水門を開放する限度で予備的請求を認容できる。
[3]干拓事業により諫早湾に赤潮が発生し、アサリ採取又は養殖漁業の漁業環境を悪化させていることが認められるから、漁業行使権を有する者については干拓事業と漁業被害の因果関係を認めることができる。
[4]防災機能については新たな工事により代替でき、農業生産については漁業権の侵害に対して優越する公共性ないし公益性があるとは言いがたい、等と判示し、判決確定後3年を経過する日までに5年間の排水門の開放を継続することを命じた事例。

【経済法】

(18) 福岡高判平成19年6月19日 判タ1265号253頁
平成18年(ネ)第868号 地位確認等請求控訴事件(変更(一審原告), 控訴棄却(一審被告)・上告, 上告受理申立)

本件は、新聞販売店を経営するX1, X2が、新聞を発刊するY会社に対し、X1は、新聞販売店契約の更新を正当な理由がないのに拒絶されたとしてその地位の確認と新聞供給者としての優越的地位を濫用して営業損害を与えたことの賠償を、X2は、同契約は解除されなかったがやめさせようとしているとして慰謝料の支払いをそれぞれ求めた事案である。本判決は、新聞販売店契約は継続的契約であるからその更新拒絶には正当事由が必要であるが、Y会社の主張するX1の営業不振、購読者に配達する部数の虚偽報告は、Y会社側の落ち度を考慮するとX1だけの責任ではない等とし、X1の地位確認請求を認め、また、Y会社のした契約の更新拒絶には理由がなく、裁判所の地位保全の仮処分を受けても新聞紙の供給以外の役務の提供をしないことは違法であり過失があるとして損害賠償請求の一部を認容した。X2については、それを擁護したX1らに新聞販売店契約の更新拒絶などをしてX2に不安感を与え、Y会社との関係が深い新聞販売店会からX2が事実上排除されるのを放置したことは違法であり過失があるとして、その請求を一部認容した。

【その他】

(19) 福岡地飯塚支判平成20年3月14日 判時2014号120頁
平成18年(ワ)第121号 損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却(控訴))

アルゼンチンで発生した日本人運転者の運転ミスに起因する交通事故により日本人同乗者が死亡した事故につき、死亡者の両親が日本で提起した損害賠償請求訴訟において、不法行為の準拠法を原因事実発生地法によるとする法例11条によりアルゼンチン法が適用になるのか、法例33条の公序による外国法適用の排除規定及び条理により日本法が適用になるのか問題となったところ、アルゼンチン法を適用することが公序良俗に反するということができず、不法行為地法であるアルゼンチン法を準拠法と判断し、アルゼンチン民法に基づく不法行為責任を負うとした上で、同民法の損害賠償、相続に関する規定により逸失利益、慰謝料等の損害を算定し、両親それぞれ4000万円強の請求が認容された事例。

【紹介済み判例】

東京地判平成20年1月28日 判時2012号109頁
平成19年(ワ)第16775号 著作権侵害差止請求事件(一部認容, 一部棄却(確定))
→法務速報82号16番にて紹介済み。

最三決平成20年3月27日 判時2012号148頁
平成18年(あ)第348号 受託収賄被告事件(上告棄却)
→法務速報84号17番にて紹介済み。

最大判平成20年6月4日 判時2012号162頁
平成19年(行ツ)第164号 国籍確認請求事件(破棄, 請求認容した第1審判決を維持)
→法務速報86号24番にて紹介済み。

最三判平成20年6月10日 判時2012号148頁
平成18年(受)第265号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻, 一部棄却)
→法務速報86号3番にて紹介済み。

最三判平成20年6月10日 判時2012号148頁
平成18年(受)第890号 預託金返還請求事件(破棄自判)
→法務速報86号13番にて紹介済み。

最三判平成20年6月24日 判時2012号148頁
平成19年(受)第1146号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報87号1番にて紹介済み。

最高裁二小判平成20年4月25日 判時2013号156頁
平成18年(あ)第876号 傷害致死被告事件
→法務速報85号26番にて紹介済み。

最三判平成20年6月24日 判時2014号68頁
平成19年(受)第1146号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報87号1番にて紹介済み。

最三判平成20年6月10日 判時2014号150頁
平成18年(受)第890号 預託金返還請求事件(破棄自判)
→法務速報86号13番にて紹介済み。

最三決平成20年6月25日 判時2014号155頁
平成20年(シ)第159号 証拠開示決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件

(抗告棄却)

→法務速報87号19番で紹介済み。

最三判平成19年4月24日 判例タイムズ1248号107頁
平成17年(受)第844号 預金払戻請求事件(上告棄却)
→法務速報73号8番にて紹介済み。

最三判平成19年5月29日 判例タイムズ1248号102頁
平成18年(行ヒ)第187号 公文書非公開決定取消請求事件(破棄自判)
→法務速報74号25番にて紹介済み。

最三判平成19年5月29日 判例タイムズ1248号117頁
平成18年(受)第882号 横田基地夜間飛行差止等請求事件(破棄自判)
→法務速報74号15番にて紹介済み。

最一判平成19年6月7日 判例タイムズ1248号107頁
平成17年(受)第1519号 預金返還請求事件(破棄自判)
→法務速報74号2番にて紹介済み。

最一判平成19年6月7日 判例タイムズ1248号113頁
平成18年(受)第1887号 損害賠償等請求事件(一部上告棄却,一部上告却下)
→法務速報74号1番にて紹介済み。

東地判平成18年9月5日 判例タイムズ1248号230頁
平成15年(ワ)第16689号 売買代金返還請求事件(一部認容・控訴(後和解))
→法務速報78号6番にて紹介済み。

東地判平成18年9月29日 判例タイムズ1248号218頁
平成14年(ワ)第10933号 売買代金等請求事件,平成14年(ワ)第26467号 損害賠償請求反
訴事件(一部認容・控訴)
→法務速報79号8番にて紹介済み。

東地判平成19年3月13日 判例タイムズ1248号293頁
平成17年(ワ)第19162号 特許権侵害差止請求事件(認容・控訴)
→法務速報71号16番にて紹介済み。

2. 平成20(2008)年11月25日までに成立した,もしくは公布された法律

成立・公布された法律はありません

3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・関孝哉 商事法務研究会 425頁 7350円
コーポレート・ガバナンスとアカウンタビリティ論

・東和敏編著 国際書院 308頁 5460円
イギリス家族法と児童保護法における子の利益原則 沿革と現代法の構造

・青山修 新日本法規出版 371頁 4095円
親権・未成年後見の法律と登記 発行所/新日本法規出版

・高橋均 同文館出版 398頁 5460円
株主代表訴訟の理論と制度改正の課題

・中村直人 商事法務研究会 279頁 3350円
M&A取引等のための金融商品取引法・・・★

4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・九州弁護士会連合会・大分県弁護士会編 現代人文社 303頁 3360円
障害者の権利と法的諸問題 障害者自立支援法を中心に・・・★

・西竺章 勁草書房 313頁 3675円
国家補償法概説

・八木秀次 PHP研究所 214頁 1680円

人権派弁護士の常識の非常識

・小川賢一 立花書房 600頁 5300円
新実務道路交通法

・松尾浩也 有斐閣 403頁 3360円
来し方の記 刑事訴訟法との五〇年

・矢澤昇治編著 現代人文社 196頁 2310円
殺人罪に問われた医師 川崎協同病院事件 終末期医療と刑事責任

5. 発刊書籍の解説

・M&A取引等のための金融商品取引法
金融商品取引法の中の、特にM&A、株式取引等に関する規制を主に扱っている。
当該法令の成立背景等も述べられ、各ページの脚注の部分に、その箇所に関する参考書籍とそのページが載せられているなど、一般実用書の範疇を超えた充実した内容となっている。

・障害者の権利と法的諸問題 障害者自立支援法を中心に
近時活発に議論されている社会福祉関連の問題について、法律の観点からスポットライトを当てて考察している。本書は単位弁護士会のシンポジウム資料として作成されたものであるため、資料が充実している。
3部構成の1部を「社会福祉に関する国際的潮流」とし、様々な国の社会福祉制度について解説しており、我が国の議論に参考となる。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
